

## 茨城県肥料高騰緊急支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、国の肥料価格高騰対策事業の参加農業者（化学肥料の使用量低減等の取組を行う農業者）のうち、本県の認定農業者等に対して、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人事業者とする。

- (1) 肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第5に定める肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」という。）において採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること。
- (2) 別表第1に定める条件のいずれかに該当する者であること。
- (3) 茨城県内に住所地及び事業所の所在地を有すること。

(不支給要件)

第3条 前条規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者
- (8) 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- (9) 暴力団等が実質的に経営を支配する者

- (10)市町村等から同様の支援金の支給を受けており、かつ、国・県・市町村等すべての支援金を合算した場合に肥料費増加分を上回る者
- (11)前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(警察本部への確認)

第4条 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第1号、第2号、第4号及び第9号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(支援金の金額)

第5条 国事業において支給された補助金の額を国事業の支援割合(0.7)で割り返した金額（＝肥料費の増加分）に県事業の支援割合(0.1)を乗じた額を支援金額とする。

2 支援金の申請・支給は、秋肥・春肥分それぞれ1経営体あたり1回限りとする。

(支援金の申請)

第6条 支給対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という）により、必要な書類（以下「証拠書類」という。）を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の証拠書類は、別表第2に掲げる書類とする。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、支援金を支給しない。

- (1)前条までに規定する支給対象者であること。
- (2)第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。
- (3)事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4)知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (5)支援金の事務のために必要な範囲において、国事業の申請時に提出した基本情報（氏名・住所・連絡先及び支援決定金額等）を、今回申請内容との照合のために照会すること、また、今回提出する基本情報が必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること。
- (6)虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還を行うこと。
- (7)知事が、不正受給により支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付す

ること。

(8)不正受給と判断された場合、申請者名及び屋号等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。

(9)本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。

(支援金の支給決定等)

第8条 知事は、第6条1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対しその旨を文書により通知するものとする。

(支援金支給の方法)

第9条 知事は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振込払の方法により支給する。

(申請のみなし取下げ)

第10条 知事は、関係書類の不備等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査・提供)

第11条 知事は、支援金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、支援金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

(支給決定の取り消し等)

第12条 知事は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(支援金の返還等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第 1 項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 4 第 1 項の規定に基づく支援金の返還及び第 2 項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要綱は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

別表第 1

	支給要件	証拠書類
1	認定農業者 又は 認定新規就農者 (農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 55 号)に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者)	農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定書の写し(1部) 又は 様式 3 (「茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書」)
2	市町村基本構想水準到達者 (農業経営基盤促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を到達した農業経営体)	様式 3 (「茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書」)
3	人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者 (農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)に基づき、市町村が策定した人・農地プランに位置付けられた農業経営体)	

別表第 2

	支給要件	証拠書類
第 2 条 (1)	国事業において採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること。	・様式 2 (肥料価格高騰対策事業参加農業者証明書)
第 2 条 (2)	別表第 1 に定める条件のいずれかに該当する者であること。	以下のいずれか一式 ・農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定書の写し ・様式 3 (「茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書」)